

## 障がい者制度改革

### 推進会議だより(No.34) 2011.7.1

障がい者制度改革推進会議構成員 全難聴常務理事 新谷友良

#### 障害者基本法改正審議と

#### 第33回「障がい者制度改革推進会議」

【障害者基本法改正の状況】

障害者基本法の改正について、「推進会議だより」33号で、4月22日に閣議了承され衆議院に提出されたところまでご報告しました。その後、国会の混乱状態を反映して、なかなか審議が始まりませんでした。6月14日衆院内閣委員会で2時間の審議が行われ与野党修正案を可決、16日の衆院本会議を経て参議院に送られました。しかし本日現在、参院での審議は始まっておりません。

障害者基本法改正案は、不十分ながらも障害についての社会モデル的な規定や、合理的配慮についての記載がなされました。また、施策決定に当たっての当事者参加を保障する政策委員会の規定も入りました。一方、障害者の基本的な人権の実現に当たって「可能な限り」という制限が設けられたり、教育・精神障害の分野の規定の不足・欠落など、多くの問題も残っております。

今回の改正案は、衆議院内閣委員会の審議の過程で、与野党の合意による修正が多くなされました。政府提案の法律に対して、このように多くの修正が加えられることは余りありません。主要な修正点は、

- ・第1条「目的」での「個人」を「かけがえのない個人」に修正
  - ・第2条「障害者の定義」で「精神障害」を「精神障害(発達障害を含む)」に修正
  - ・第25条の「文化活動」を文化芸術活動に修正
  - ・「防災及び防犯」の条文が追加
  - ・「消費者としての障害者の保護」の条文が追加
  - ・付則で3年ごとの見直しが追加
- などです。

また、衆議院採決の段階で付帯決議が付きまして、主なものは以下の通りです。

国及び地方公共団体は、視覚障害者、聴覚障害者その他の意思疎通に困難がある障害者に対して、その者にとって最も適当な言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段の習得を図るために必要な施策を講ずること。

国及び地方公共団体は、子どもの発達に対して、障害の有無にかかわらず、将来の自立に向けて個の特性に応じた一貫した支援がなされるべきものであるとの観点から、障害に気付いてから就労に至るまでの一貫した支援を可能とする体制整備を行うこと。

国及び地方公共団体は、障害原因の軽減や根本治療についての再生医療に関する研究開発を推進するとともに、障害者が再生医療を受ける機会を確保するために必要な措置を講ずること。

国は、地方公共団体が実施する障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策並びに民間の団体が障害者の自立及び社会参加の支援等に関して行う

活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

国は、この法律による改正後の障害者基本法の施行の状況等案し、救済の仕組みを含む障害を理由とする差別の禁止に関する制度、障害者に係る情報コミュニケーションに関する制度及び難病対策に関する制度について検討を加え、その結果に基づいて、法制の整備その他の必要な措置を講ずること。

国は、東日本大震災による障害者に係る被害の実態等を踏まえ、災害その他非常の事態の場合において障害者の生命又は身体の安全の確保が図られるよう、障害者に対する支援体制の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

参院での審議でまた付帯決議などがあると思われませんが、障害者制度改革の第1段ロケット(藤井議長代理の表現)が漸く点火される状況です。

#### 【第33回制度改革推進会議の様子】

第33回の推進会議のテーマは、総合福祉部会と合同で設けられた合同作業チームの報告でした。合同作業チームは、推進会議のメンバーと総合福祉部会のメンバーで構成されています。「就労」、「医療」、「障害児」の3つがあり、それぞれのテーマについて、総合福祉法に関連する内容も含め幅広く問題を話し合うために作られたものです。

#### 1. 「就労」チームの報告

聴覚障害の分野では余り議論されませんが、日本の障害者の雇用は、一般就労と福祉的就労という分野に区分けされて、それぞれの分野を障害者雇用促進法と障害者自立支援法が規律しています。平成20年度ですが、一般就労に45万人、福祉的就労に17万人が雇用されていると報告されています。合同作業チームの報告は、一般就労では雇用率の水準、雇用条件や昇給・昇進、希望職種・業務の充足など仕事の質の問題、合理的配慮などの問題が指摘されました。また、福祉的就労の分野では 現在の福祉的

就労を「就労系事業」と「作業・活動系事業」に区分する、就労系事業は当面は総合福祉法の範疇とし、将来的には障害者雇用促進法又はそれに代わる新法の範疇とする、作業・活動系事業は総合福祉法の範疇とする、就労系事業には労働法を適用する、就労系事業での利用者負担は廃止する、などの提言がなされました。

#### 2. 「医療」チームの報告

医療チームの報告は精神障害分野と重度心身障害や難病などの分野に分けた報告が行われました。精神障害分野では非自発的な入院や身体拘束など多くの問題があります。社会的入院を解消し、自立した生活出来るための施策が求められますが、それをどのように実現していくか、議論の継続が求められる報告内容でした。

#### 3. 「障害児」チームの報告

障害児の抱える問題は一般の子どもの問題に繋がる部分が多く、子どもの意見表明権やオンブズパーソン制度の提言など、児童福祉法の内容に係る提言がなされました。委員からは子どもの意見表明権に関連して、保護者と子ども、保護者と行政、保護者と専門職裁判所などとの関係をどのように整理するのが質問がなされました。

制度改革は、障害者基本法の改正に続いて総合福祉法の制定に進みます。そのために総合福祉部会は8月中旬に骨格提言をまとめるべく集中的な議論をします。骨格提言は、障害者基本法改正に当たっての第2次意見と同様、総合福祉法をつくるための推進会議からの意見となります。しかし、総合福祉部会の各作業チームの報告に対する厚生労働省のコメントは、財源不足を前面に出した非常に厳しいものがありました。障害者基本法と違って、総合福祉法は福祉サービスを規律する法律で、関係者の利害に直接結び付きませぬ。政府案取りまとめは基本法以上に厳しい作業が予想されます。次回の推進会議は8月8日です。